

クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ・就労促進

(外国人海外需要開拓支援等活動促進事業 特区法第16条の7)

資料4-4

活用する規制改革

現状

- ・クールジャパン・インバウンド対応等に係る専門性を有する外国人材に対し、その受入れニーズは急速に多様化・拡大
- ・クールジャパン・インバウンド分野に関わる外国人材の受入れについては、在留資格「技術・人文知識・国際業務」、「技能」の現行の上陸許可基準で求められる学歴又は実務経験といった要件を満たした上で、入国・在留が可能

見直し後

- クールジャパン・インバウンド対応分野の受入れについて、
- ・活動内容が「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」に該当するか否か
 - ・在留資格への該当性が認められた場合、現行の上陸許可基準で求められる学歴や実務経験要件と同等の知識・技能等の水準を、国内外の資格・試験や受賞歴等で代替できるか否か
- について、区域会議において関係府省及び関係自治体が一体となって協議・検討し、必要に応じ上陸許可基準の特例の対象等とする枠組みを設ける

効果

- ・クールジャパン・インバウンド分野の外国人材の受入れ・就業の促進
- ・クールジャパン産業の海外展開やインバウンド対応の促進

具体的事業



外国人調理師・製菓衛生師・理容師・美容師の就労について ②

提案内容

国家戦略特区法「外国人海外需要開拓支援等活動促進事業」を活用

養成施設を修了し「理容師」「美容師」「調理師」「製菓衛生師」の国家資格を取得した外国人留学生に、「技能」又は「技術・人文知識・国際業務」による在留資格を認める。

<理容師・美容師>

- 日本では業務独占資格、海外からは高水準技術と称賛。
- 感染症やアレルギーへの対応など、公衆衛生面からの知識、技術が必要とされる専門性の高い資格。



<調理師・製菓衛生師>

- 食品衛生学、栄養学などの知識や高度な調理技術を習得。
- 養成施設で規程科目は1年間で履修可能だが、さらに1年間、より専門的な調理技術やサービス、経営等の知識を習得する留学生が多数。



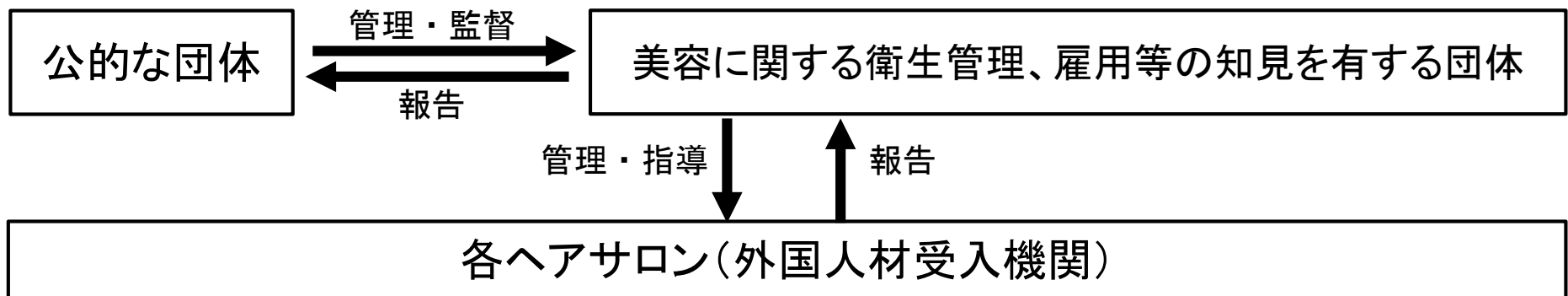
- 理美容や食の分野における国家資格を有する外国人材の活用は、日本産物の輸出や海外店舗展開等の海外需要開拓、外国人観光客に対するサービスの充実が期待。
- 大阪から世界へ輩出するクールジャパン人材は、「クール」大阪の成長を後押し！

課題

- 日本の美容学校で学ぶ外国人留学生は、毎年約200人が国家資格である美容師免許を取得しているが、日本での就労が認められていない
- 当該外国人美容師が、日本のヘアサロンで技術を実践的に身に付けられるよう、就労を可能にするとともに、インバウンド需要に対応する人材や日本の美容技術を海外に伝える担い手として育成することが重要

提案内容

- 外国人材の受入機関となる各ヘアサロンを公的に管理する仕組みを整備することを前提として、美容学校を卒業し美容師免許を取得した外国人美容師の就労を可能とする



日本の高い美容技術が広く海外に伝わり、クールジャパンの観点での魅力発信に寄与